

# 名古屋市立朝鮮学校の設置・存続・廃止

—日本の公教育像を再考する—

世界人権問題研究センター 呉 永 鎬

## はじめに

分教場は純粋に朝鮮人だけの学校というのでもなければ、それかといって、勿論日本人の学校でもない。それは形式の上からは市の経営である。その必然の現れとして、日本人教師が存在するが、同時に朝鮮人子弟の学校であるから朝鮮人教師も講師として存在し、その人々も市からの俸給を受けている。事情かくの如くである以上、日本人教師もお互いに、この学校を唯「自分たちだけの学校だ」と考えることは誤りだと云わねばならぬ。そうしていわば縄張り争いに落入らないで、ひたすらここに学ぶ、いたけない〔ママ〕子らのために、お互いに持ちつ持たれつ協力して、子らのために尽くすという考えでなければならぬということが根本であろう。〔中略〕この分教場の成立なり、構成の事情を考慮して日本人の教師も朝鮮人の教師もともに、子供たちのために、お互〔ママ〕の民族的我見を殺し合うことによって、始めて〔ママ〕、真の教育が出来ると思うのである。

名古屋市立牧野小学校分教場にて分校主任を務めた太田真行の言葉である<sup>1)</sup>。

1949年10～11月、全国の朝鮮学校362校に対し執行された学校閉鎖措置に伴い、就学していたおよそ4万人の子どもたちには、在住校区の公立学校に転入学するよう措置が執られた。ところが転入先学校の受け入れ体制の不備といった問題から、閉鎖した朝鮮学校の校舎と校地をそのまま用いて、これを公立学校またはその分校として運営する「公立朝鮮学校」が1都1府5県に計45校、暫定的に設置されることとなった。公立朝鮮学校は、制度上は公立学校であるが、就学者は全員朝鮮人であり、日本人とともに朝鮮人も講師の身分で教鞭を執った。公立朝鮮学校の設置主体である地方公共団体の文書では、「〇〇小学校分校(朝鮮人

学校)」、「朝鮮人分校」といった表記・呼称が用いられており、行政においても当該公立分校を事実上の朝鮮学校であると見做していたことが窺える<sup>2)</sup>。廃止時期は地域によって異なっており、都道府県別に見れば大まかに、岡山1950年、山口1953年、東京1955年、大阪1961年、神奈川・兵庫・愛知は1966年となっている。

公立朝鮮学校に関してはこれまで、都立朝鮮人学校と都教委との攻防過程を描いた小沢有作の研究や、大阪市立西今里中学校に関する坂本清泉の研究、また岡山県と兵庫県尼崎市におけるその開設過程を明らかにしたマキー智子の研究等、僅かながら研究が蓄積されてきた<sup>3)</sup>。特に「公立朝鮮人学校の存在は「国民教育」という枠に収まらない日本の公教育の在り方を提示するもの」とするマキーの指摘は重要である。そもそも公教育という言葉の射程は広く、公費の投入や公の支配、設置主体、公共性の有無等、定義の指標も様々であるが、日本の場合、日本国民を育成する国民教育として想定される傾向にあると見て良いだろう。だからこそ、戦後日本教育史に類例を見ない外国人のための公立学校たる公立朝鮮学校が、日本の公教育像を再考させようとするマキーの指摘は正鵠を射ているわけであるが、しかしその教育の中身を検討することなくして、「「国民教育」という枠に収まらない日本の公教育の在り方」の実像は見えてこない。

そこで本稿では、全国で最も長い期間存続したにも拘わらず、先行研究の蓄積も無く、実態が明らかとなっていない名古屋市内の公立朝鮮学校—名古屋市立朝鮮学校を対象に、その設置・存続・廃止過程を明らかにすることをとおして、期間・地域ともに限定的であるが、確かに存在した公立学校のあり方が、いかなる意味で日本の公教育像の再考を迫っているのかを検討していきたい。

以下ではまず、文部省主導下の学校閉鎖措置後

の対応として、名古屋市において公立朝鮮学校が設置される経緯を確認する。次に設置された学校において国民教育の範疇を超えうる極めて独特な教育がつくられていったことを明らかにし、そのような学校が存続しえた要因を地域レベルの関係性に着目して検討する。そして1960年代に朝鮮人団体内部で公立廃止に向けた動きが葛藤を孕みながら登場し、それが公立朝鮮学校の「正常化」を企図する政府の意向と表見的に合致することによって、名古屋市立朝鮮学校が廃止される過程を明らかにする。既往の朝鮮学校史の多くは、政府ないし文部省に代表される公権力と朝鮮学校との対抗図式で描かれてきたが、本稿では、それらとは時に距離をとる、地域レベルでの動きに着目する。

## 1. 暫定措置としての名古屋市立朝鮮学校の設置

1949年10月13日、政府は団体等規正令による在日本朝鮮人連盟（略称「朝連」）の解散と関わって「朝鮮人学校に対する措置について」を都道府県に通達、10月19日には都道府県当局が全国一斉に朝鮮学校に対し措置を通告した。朝鮮学校の内、学校設置者が朝連関係者である学校は朝連解散を根拠に廃校とし、学校施設所有者が朝連関係者である学校の財産は接収された。またその他の学校には財団法人の改組または設置、あるいは各種学校の設置認可申請を命じた<sup>4)</sup>。

愛知県内31校の学校は、設置者が朝連関係者であることによる廃校および財産接収はなく、前年10月に私立学校認可を得た26校に対して法人改組による再度の認可申請が、無認可の5校に対しては各種学校の設置認可申請が命じられた。26校の既認可の学校の内、15校（小学校9校、同分校5校、中学校1校）が財団法人愛知県朝鮮人学校管理組合連合会を結成し、期日までに文部省に法人設立認可申請を行うが、11月6日にいずれも不許可となり、申請手続きを行わなかった学校も含め、愛知県内全ての学校の閉鎖が青柳秀夫県知事より命じられた<sup>5)</sup>。

他地域と同様、愛知県内の在日朝鮮人も学校閉鎖令の撤回を求めるとともに、公立学校への転入学に際する具体的な措置に関し、行政当局や近隣

公立学校との交渉を行っている。愛知第三朝連小学校中川分校は、近隣の八熊小学校および八幡小学校の校長を招き、両校において朝鮮児童を受け入れる体制が十分でないことを確認、転入学措置の実現不可能性から学校閉鎖の撤回を求めた。また11月9日には、中村区の第一朝連小学校の閉鎖に伴う近隣公立学校への転入学に関して、中村区役所にて懇談会が開かれた。ここには朝鮮学校関係者とともに中村区長、中村区内12校の小学校長、PTA会長、共産党名古屋市委員会代表等が参加しており、受け入れ体制の不備や、公立学校への集団転入学、転入先学校での特設科目（朝鮮語や朝鮮史）の設置、朝鮮人教員の採用等に関して意見交換が行われた<sup>6)</sup>。文部省は11月1日付の通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」において、「学力補充、その他やむを得ない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない」旨を示していた<sup>7)</sup>。愛知県教委はこれを受け「生徒、児童は原則として、居住地の学区に転入学せしめる」という立場から、「一学年の生徒、児童数が一学級を編成するに足る人員の場合は市町村長の承認あれば学級を設けることも差支へない」とし、特別学級を設ける方針は示したが、分校の設置を容認してはいなかった<sup>8)</sup>。

こうした愛知県教委の対応に対し、朝鮮学校の児童生徒らは19日、名古屋市教育委員会を訪問し、朝鮮学校の分校化、朝鮮人教員の採用、転入学先学校への集団入学、特設科目の設置等の要求を掲げ交渉に臨んだ。同日得た覚書に基づき21日午前9時、教育委員会が開かれる前に市役所を訪れた約600名の児童らであったが、千余名の警官が市役所を囲み、朝鮮人の出入りを禁止していた。5.6時間が経っても交渉が開始されないため児童らは入室を要求するが、警官はこれを鎮圧、30名が負傷し、中学生2名、小学生3名が重体で病院に搬送され、12名が検束された。この報せを聞いた日本人団体および在日朝鮮人教育防衛委員会が市役所に集まり、警察当局に抗議するとともに、児童らの要求に応えるよう求めた。交渉の末、同日午後6時半、名古屋市教委は「市内の第一、第二、第三旧朝連小学校を該当学区の公立学校の分校として認める」旨を決定するに至った<sup>9)</sup>。こうして、

旧第一朝連小学校は名古屋市立牧野小学校分教場（中村区、1950年3月2日開校）、旧第二朝連小学校は名古屋市立大和小学校分教場（千種区、1950年3月2日開校）、旧第三朝連小学校は名古屋市立西築地小学校分教場（港区、1950年1月31日開校）として設置されることになった<sup>10)</sup>。

だが名古屋市は、朝鮮人児童の近隣公立学校への転入が収容上困難なため、仕方なくこれを設置したに過ぎなかった。1954年、東京都議会からの照会に対し、名古屋市は以下のように公立朝鮮学校の設置経緯を回答している<sup>11)</sup>。

昭和二十四年十一月六日、愛知県知事から県下の朝鮮人学校の閉鎖命令が出され閉鎖学校の児童生徒については居住地の公立学校に編入するよう指令された。当時名古屋市内には中学校一、小学校三、分校三あり、種々要望があったが、同月二十一日、名古屋市教育委員会に於て、暫定的措置として教室不足のため収容上、旧第一、第二、第三朝連小学校校舎を借受け夫々該当学区小学校の分教場として使用し〔中略〕朝鮮人中学校並びに小学校三分校については、生徒児童を居住地の学校へ入学させるも其の収容に何等の支障はない点などにより借受けない事となった。其の後一分校を分教場に認めてほしいとの申入れもあったが承認されなかった。

文部省も11月24日に「分校は認めない方針である。しかし、日本人学校に収容することが不可能の場合…等には事情已むを得ざるものとして、当分の間認められる」という立場を再度確認している<sup>12)</sup>。少なくとも行政文書上では、在日朝鮮人が継続を求めた民族教育の保障という観点は全く示されていないことを確認しておきたい。

とは言え、朝鮮人の子どもだけが通い、また朝鮮人も時間講師として採用されたこれらの学校において、民族教育を行う余地が十分に残されていたことは確かであった。在日朝鮮人は公立分校の設置を「戦取（チョンチ）」、「争取（チェンチ）」と表現しており、県内すべての学校の閉鎖措置が強行される中、正に在日朝鮮人らの手によって戦い取られた場が、公立朝鮮学校だったのである。それでは公立学校という枠組みの中で、具体的にど

のような教育が行われていたのだろうか。

## 2. 公立学校における民族教育の模索

名古屋市立朝鮮学校の教育実態を示す史料はほとんど残っていない。各本校の学校史や愛知県ならびに名古屋市および各区教育史において分教場に関する記述は皆無であり、1950年代初頭以降に関しては県および市の警察史、『中部日本新聞』等においても、名古屋市立朝鮮学校に関する記述・記事は見当たらない<sup>13)</sup>。そのため本稿では、牧野小学校分教場の日本人および朝鮮人教員たちの実践記録である『私たちの歩み』（1954年2月）と、1960年4月～67年3月まで牧野小学校分教場の教員であった妻永愛氏（1942年生）、1963年4月～66年3月まで大和小学校分教場の教務主任を務めた金宗鎮氏（1936年生）への聞き取り、また朝鮮人団体発行の新聞や雑誌等の資料を用いて、名古屋市立朝鮮学校の教育実態に迫ることとする。

次頁の表1にこれら資料によって描出される名古屋市立朝鮮学校の大まかな様子を示した。校区、教員構成、教育内容等、様々な点が一般の公立学校とは大きく異なることが確認できる。

### （1）学校閉鎖への抵抗としての「荒れ」

分教場設置当初、赴任してきた日本人教員に対する児童や保護者の反発は非常に激しいものであった。1950年3月に開かれた牧野小学校分教場開校式の様子を、校長渡辺甚一は「式場の空気は引きしぼった弓のよう」であり、「一触即発の気をはらんだ」緊張感のあるものであったと述懐している。児童の中には「日本人教師は反動吉田内閣の手先である」と言い、開校に際して支給されたノートを受け取らなかったり、あるいは卒業式の際に日本人教員の目の前で卒業証書を破り捨てる者もいたという<sup>14)</sup>。分校主任の太田真行も、授業が始まっても一人も席に座っていない状況や、児童の名前を日本語で読むとはやしたてられたこと、「日本の先生なんか行っちゃえ」「日本の先生帰れ！」と叫ばれたことを、当初の子どもたちの「荒れ」として記録している。朝鮮人教員たちによって植民地支配の責任を繰り返し問われる職員室も、太田にとって心休まる場ではなかった。ま

表1 名古屋市立朝鮮学校の様子

校名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開校式の日、「名古屋市立牧野小学校分教場」の門札が、どうしてもかけられなかった。(a)22頁</li> <li>・1960年代、牧野小学校分教場の門札は「愛知朝鮮第一初級学校」であった。(b)</li> <li>・「校門には愛知朝鮮第二初級学校の表札が掲げられ、スクールバスにもこれ見よがしの大きな文字で朝鮮学校名が書かれていたのである」。(d)89頁</li> <li>・在日朝鮮人は「中村朝鮮小学校」、「千種小学校」、「第二初級学校」、「港朝鮮小学校」といった呼称を用いた。(『解放新聞』等)</li> </ul>
校区	<p>牧野小学校分教場の場合、牧野小学校の学区内に住むものもいたが(e)、「市内に四校しかない朝鮮人小学校だから非常に遠方から来る」者(a)、109頁)、すなわち「名鉄電車では、知多郡横須賀町から、或は山王から、栄生から、徒歩では亀島、則武と、郊外から連区外から通学していた子どもも多かった」。(a)130頁</p>
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1949年 牧野分教場(日7:朝3)、大和分教場(日6:朝2)、西築地分教場(日4:朝2) (a)20頁</li> <li>・1954年 名古屋市立朝鮮学校全体(日19:朝13)(h)</li> <li>・1956年 牧野分教場(日7:朝4)(m)</li> <li>・1960年 牧野分教場(日7:朝11)(b)</li> <li>・朝鮮人は2~3名が講師として採用。その他の講師の給料は、朝鮮人教育会が賄っていた。(c)</li> <li>・担任は日本人と朝鮮人が1人ずつ。実質的には講師である朝鮮人が担任であった。(b)、(c)</li> <li>・校長、分教場主任は日本人。朝鮮学校の責任者を「校長」と呼んでいた。(b)、(c)</li> <li>・「校長室は朝鮮人校長が占めていた」。(d)89頁</li> </ul>
教員	<p>日本人教員たち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1952年度の牧野小学校分教場の日本人教員は、全員が転任希望を提出した。(a)53頁</li> <li>・「[大和小学校分教場の]日本人教師のプロとしての仕事ぶりは、児童の母親(オモニ)たちもよく知っていて、授業参観日には、日本人教師に相談するオモニたちもけっこういたようである」。(d)90頁</li> <li>・大和小学校分教場の日本人教員は日朝協会の活動に関わっている者が少なくなく、「朝鮮人」としての教育に協力的な人が多かった。(c)</li> <li>・担当学級の担任用の机に、わざと菊の花を飾ってくる教員もいた。(b)</li> <li>・1960年代中盤には授業もなく、暇を持て余していた。定時にはみな帰宅していた。(b)</li> </ul> <p>教員間の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大和小学校分校(愛知朝鮮第二初級学校)の教職員室には朝鮮人と日本人の教師が向い合せの位置に二列の机を並べていた」。(d)89頁、(b)でも同様の話。</li> <li>・職員朝礼では、日本人教員が「おはようございます」、朝鮮人教員が「アンニョンハシムニカ」とあいさつした。(b)</li> <li>・朝鮮人と仲の良い先生も一人いたが、他の先生とは決して親しくなかった。(b)</li> <li>・「私[金宗鎮]は大和小学校分教場の三年間に、日本人教師の友人をつくる事が出来なかった。残念である」。(d)90頁</li> </ul> <p>教員たちの組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝鮮人教員は、在日本朝鮮人教職員同盟(教職同)に所属していた。(b)</li> <li>・教職同が組織する教研大会にて、実践の経験を発表している。(l)</li> </ul>
授業	<p>教科書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の朝鮮学校と同様、学友書房出版の朝鮮語の教科書を用いた。(b)、(d)89頁。</li> <li>・日本語、算数、理科は日本の出版社が出している教科書を用いた。(b) (当時自主朝鮮学校でも、日本語教科書は日本の出版社のものが用いられている。(f))</li> </ul> <p>民族教科の授業時数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1950年3月、牧野小学校分教場では、1~6年生で総じて62時間(g)</li> <li>・1954年全ての学校で1~6年生まで朝鮮語を週4~5時間、4~6年生まで朝鮮歴史および地理を週2~4時間行っている(h)</li> </ul> <p>朝・日教員の担当科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語、算数、理科は日本人教員が担当し、その他は朝鮮人教員が担当した。(b)</li> <li>・日本人教員の方が日本語の授業は上手だった。(c)</li> </ul>
学校行事	<p>卒業式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「[1950年]3月15日朝鮮学校卒業式、17日牧野小学校分教場の卒業式としたが、[後者においては]日本人教師の目の前で卒業証書を破り捨てた子どももあった」(a)22頁</li> <li>・上記3月15日の卒業式は朝鮮学校にとっては第4回卒業式であり、卒業生26名であった(i)</li> </ul> <p>学芸会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝鮮語の演目のみであった。(b)</li> <li>・日本人教員は演目の指導ができないため、必要な小道具を時間をかけて丁寧に作った(b)。</li> </ul> <p>運動会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1950年代初頭には、県内朝鮮学校合同の運動会が行われていた。また、ここに日本の学校の子どもたちも招聘していた。(j)</li> <li>・運動会の冒頭には、朝鮮民主主義人民共和国の国旗掲揚式があった。(k)</li> <li>・紅白ではなく、朝鮮式に紅青だった。日本人の教員たちも参加していた。(b)</li> </ul>
本校との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校との関係はほとんどなく、校長が分教場に来るのは、年に1,2回程度であった。(b)、(c)</li> <li>・予防接種の際、子どもたちを連れて本校に行ったが、本校児童がバケツで水をかけてきた。妻永愛氏は校長室に押し掛け、事実を伝え、謝罪を求めた。その後、予防接種は分校で行われるようになった。(b)</li> </ul>

典拠

- (a) : 名古屋市牧野小学校分教場『私たちの歩み』(1954年2月)
- (b) : 妻永愛氏への聞き取り。2016年6月29日実施。
- (c) : 金宗鎮氏への聞き取り。2016年6月29日実施。
- (d) : 金宗鎮(2009)『故郷はどこ 幸せはどこ——ある在日朝鮮人二世の半生』これから出版
- (e) : 名古屋市私立牧野小学校PTA会長伊藤善清発、名古屋市会議長横井恒治郎宛「校舎増築に関する陳情書」(陳情第127号、1950年7月18日)
- (f) : \*在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会「教科書使用に関する解説——主に中高級学校に関して——」(1956年3月2日)、および\*在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会教育部「各級学校用日本語教科書の取り扱いについて」(1963年4月27日)。
- (g) : \*『民族科目週62時間開取 愛知』『解放新聞』1950年3月23日付
- (h) : 名古屋市議会議事局長発、東京都議会議会局長宛「公立朝鮮人学校について」(収市会第三三一号の一、1954年4月30日)
- (i) : \*「中村小学校卒業式」『解放新聞』1950年3月23日付
- (j) : \*『美しい朝日親善 六百児童が参加 「名古屋」』『解放新聞』1952年11月5日付
- (k) : \*「各地で運動会開き 10.19に記念開争」『解放新聞』1953年10月29日付
- (l) : \*「互相経験を交流し——民族教育の質的提高到に確信」『朝鮮民報』1957年7月9日付、および\*『民族教育——在日本朝鮮人学校 第1回教研報告集』(1958年5月15日発行)
- (m) : \*「発展する私たちの民族教育(8)愛知第一初級学校」『解放新聞』1956年11月17日付

た『解放新聞』の報道によれば、授業開始当初、牧野小学校分教場の児童たちは日本の教科書をすべて破り捨て、朝鮮人教員による朝鮮語の授業を要求したという。西築地小学校分教場の保護者らは、メーデーの集会に児童らを参加させたという理由で朝鮮人教員の採用を取り消した日本人分校主任を糾弾したこともあった<sup>15)</sup>。

日本人教員によって「荒れ」や「騒ぎ」、「暴言」、「妨害」等と記録される朝鮮人たちのこうした行為は、「ウリハッキョ＝私たちの学校」としての朝鮮学校を閉鎖され奪われたことへの怒りの表現であり、抵抗であったと捉えるべきだろう。自身らが購入した土地に建てた校舎で自前の教科書を使い、朝鮮人としての教育を行ってきた当事者たちにとって、名古屋市教委によって派遣された日本人教員たちは、ウリハッキョを強制的に閉鎖した「行政の手先」として敵対すべき対象であったのである。朝鮮人による「荒れ」の際には、朝鮮人講師の増員、朝鮮語による授業実施、民族教科授業時数の増加等が求められており、自身らが築いてきた民族教育の場をどうにか取り戻そうとする朝鮮人側の思いが見て取れる。1950年の開設からおよそ1～2年ほどは、こうした荒れた状態が断続した。1952年度の牧野小学校分教場の日本人教員全員が転任希望を提出したことは、日本人教員にとって、公立朝鮮学校が如何に過酷な環境であったのかを表していよう。

## (2) 人的つながりの形成

しかし、分教場設置当初の「荒れ」は次第に落ち着いていった。その背景には、第一に日本人教員と朝鮮人教員および児童との良好な関係が徐々に築かれていったこと、第二に交渉の中で少しずつ在日朝鮮人の教育要求が実現され、民族教育の色彩が濃くなってきたことがあった。

朝鮮人児童らの激しい抵抗に直面した牧野小学校分教場の日本人教員たちは、何よりもまず、児童たちの爪や髪を切る、朝鮮名で呼ぶ、「いただきます」のような簡単な朝鮮語を覚える等、朝鮮人児童との生活面での関わりを深めていった。ある日本人教員は「頭をなでている間に、ボタンをつけている間に、子供たちと互いに体温を感じ合っている中に、そこに授業だけでは、どうしても

味はえない親しみが湧いて来て、子供と私とのつながりが之以上に深まってくるのです。そうした事は、一見つまらない事のようにですが、民族をことにする教師と生徒とがつながる上で、とても大事な要素であったことが、此頃になって痛切に思われるようになりました。爪を切ってやりながら、お家の事やお友達のこと等、無邪気に語る子供たちを眺めるとき、「この子供は朝鮮の子供だということを、ほとんど忘れていきます」と振り返っている<sup>16)</sup>。児童とともに運動場の整地や下駄箱、本棚の修繕、花壇の整備、放送室の設置等、同校で「作業」と呼ばれる活動に取り組む中で、児童との信頼関係が次第に築かれていった。

教員同士の相互理解の構築は、より難儀であったようである。学力下位層の子どもたちのために遅くまで学校に残り寝食を共にしたり、「朝鮮のドブ酒屋」へ行って杯を交わしながら議論をし、朝鮮民謡と一緒に歌う程の仲になれば、他の日本人教員から「赤がかかって来た」と見做されることもあった。また公立学校の教員だからといって、強制送還反対署名運動や守山の朝鮮学校接收反対運動といった活動に参加できないのであれば、それは「真の理解」ではない、そうした運動に参加させることこそより重要な教育ではないかと、朝鮮人側から批判されることもあった<sup>17)</sup>。このような解決困難な対立や課題は幾度となく生じたが、それでも同校教員たちは同じ学校で働く教員として、互いに歩み寄りながら関係性を築いていった。そのような中、学校内での児童たちの朝鮮語常用運動にも次第に理解が示されていった。

大和小学校分教場においても、朝鮮人と日本人との間で、少なくとも悪くはない関係が築かれていたことが確認できる。1957年10月1日には大和小学校分教場創立10周年記念祝賀会が開催されており、在日朝鮮人100余名、日本人20余名が参加している。祝賀会では学校の沿革が日本人教員によって報告され、10年間の教育において功労がある者として、日本人教員も表彰された<sup>18)</sup>。また、大和小学校分教場で教務主任を務めた金宗鎮氏は「日本人教師のプロとしての仕事ぶりは、児童の母親(オモニ)たちもよく知っていて、授業参観日には、日本人教師に相談するオモニたちもけっこういたようである」と記している<sup>19)</sup>。保護者た

ちの中にも、我が子のために尽力する日本人教員に信頼を寄せる者がいたようである。

### (3) 朝鮮人教員の増加と民族教育の実施

こうした学校内の関係性を前提に、1950年代中盤から60年代にかけて、民族教科の授業時数は増加していった。名古屋市教委は文部省の規定に従い、朝鮮語や朝鮮史等のいわゆる民族教科は課外で行うとしていた。前掲の都議会への回答では、1～6年生は国語を週4～5時間、4～6年生は朝鮮史および地理を週2～4時間、課外授業として行っているとされている。だがこれだけの時間の授業を課外に行っていたとは現実的には考えにくい。各学校内では時間割の編成や担当教員についての交渉が続き、実際には民族教科も正課同様に行われていくことになった<sup>20)</sup>。文部省が「小学校においては、学習指導要領において教科が限定されているから、外国語として朝鮮語、朝鮮歴史等を教えることはできない」という方針を示している以上<sup>21)</sup>、名古屋市教委も「民族教科は規定に従い課外で行っている」と公的には回答せざるを得なかったが、現実にはこうした市の建前とは異なる教育が行われていたのである。

名古屋市立朝鮮学校において民族教科を担ったのは、朝鮮人教員である。表1に示したように、度重なる交渉の中で、朝鮮人教員の人数は次第に増加していった。この増加分は県費負担の講師ではなく、朝鮮人の保護者会である教育会が独自に採用した教員によるものである。教育会がより多くの朝鮮人教員を採用できるようになったのは、1957年から始まる朝鮮民主主義人民共和国からの教育援助費の送付により、朝鮮人教員を雇えるだけの財政を確保できたためであった<sup>22)</sup>。

当初は民族教科だけを担当していた朝鮮人教員だが、その人数の増加とともに、次第にその他の科目も担当することになっていった。60年代の牧野小学校分教場では日本人教員は日本語、算数、理科を担当し、国語(=朝鮮語)、歴史、地理、社会、音楽、体育、図工は朝鮮人教員が担い、学友書房から出版された朝鮮語の教科書が用いられていた<sup>23)</sup>。60年代中頃には、日本語の授業時数を4時間から3時間にし、その分を朝鮮語に回すことにもなったという。裴永愛氏はこうした分教

場の教育状況について、「主導権は私たちにあった」と振り返っている。大和小学校分教場においても状況はほぼ同様であり、多くの授業を朝鮮人教員が担当していたため、1960年代には授業内容の次元において目立った衝突はなかったという。むしろ、日本語の授業は日本人教員の方がうまくいったため助かっていたと金宗鎮氏は語る。裴永愛氏が牧野小学校分教場に務めていた60年代にも、小6担任の日本人教員が「朝鮮は遅れている国だ」といった主旨の発言をし、これに対し子どもたちが撤回を要求し授業をボイコットすることがあった。しかしそれは設置当初の恒常的な反発とは性格を異にするものであろう。

このように学校内では、日本人教員と朝鮮人教員および児童との一定の良好関係が築かれていき、朝鮮人の育成を目的とした教育内容と方法が次第に取り入れられていったのであった。先行研究では、日本の国民教育と在日朝鮮人が求めた民族教育とが本質的に背反し、公立という形態では民族教育を実施する上で少なからぬ制限があったことが強調されてきたが<sup>24)</sup>、むしろ、度重なる交渉や合議の中で、公立学校という枠組み内での朝鮮人のための教育が、対立関係を繰り返し調整しながら、模索とともに創造されていったことこそが注目されるべきだろう。こうした状況は、市教委によっても黙認されていたのであった。

### 3. 存続の背景——ローカルな関係性

このような教育状況であった名古屋市立朝鮮学校が存続した特殊性は、岡山や東京の公立朝鮮学校の廃止過程と比した時、より鮮明となる。1950年4月、岡山県教委は「過去数か月間各分校の教育が実際は鮮主日従の教育で朝連学校の延長の如くであったのを改めて、教育は日本人教師を中心として規定通り授業し、朝鮮語、朝鮮歴史、朝鮮地理のみを朝鮮人教師によって行うこと」を命じるも、こうした実態が改善されず、同年9月までに県内に設置された公立朝鮮学校が廃止されている<sup>25)</sup>。東京都の場合も、朝鮮民主主義人民共和国国旗の掲揚禁止や、正課は日本人教員が担当し朝鮮人教員による朝鮮語の授業は課外の時間に行うこと、学校内の活動は日本語で行うこと、校長

以外の者を「我等の校長」などと呼ばないこと等が都教委により求められるが、都立朝鮮人学校側がこれを拒否し、1955年3月に廃止された<sup>26)</sup>。

名古屋市立朝鮮学校においても、門札やスクールバスに朝鮮学校としての校名を掲げ、運動会の際には本国の国旗が掲揚されていたことから、近隣住民もこれらの学校を日本の公立学校とは異なる学校であると認識していたことだろう。また先述のように校内では朝鮮語が常用されるばかりでなく、多くの授業を朝鮮人教員が担当し、朝鮮語の教科書が用いられていた。表見的には正に「鮮主日従の教育で朝連学校の延長の如く」だと見做されうるものであったことだろう。だが、市や県においてこれらの廃止に関する議論が行われた形跡は見当たらず、公立学校という枠組みの中で民族教育を行う学校が存続したのである。

在日朝鮮人が名古屋市立朝鮮学校の存続を求めたのはなぜか。それは民族教育を実施する上での財政的保障を得られたためである。学校閉鎖後も、在日朝鮮人らは愛知県内各地で無認可の朝鮮学校——当事者はこれを「自主学校」と称した——を設立し独自の教育を実施していた。だが公的保障を確保できない自主学校の運営状況は非常に厳しく、1955年の愛知朝鮮人教育会の報告でも「ついに2学期に入り豊田市の花田朝鮮小学校が閉鎖したが、このままいけば、遠からず同様の結末となる学校がまた2、3校ある」と報告されている<sup>27)</sup>。教員たちの給与支給もままならず、県内朝鮮学校教員たちの夏期講習会の費用が相対的に多くの給料を得ている分教場の教員たちのカンパによって賄われたり、分教場教員たちの年末手当の半額を自主学校教員たちに援助することもあった。自主学校とは対照的に、分教場の朝鮮人教員には月8,700円の給与が支払われ、校舎・校地に関しても「家賃として年間約六万五千元」が市より支払われていた（いずれも1954年度）<sup>28)</sup>。また校舎の補強、修理費等も市費によって賄われた。都立朝鮮人学校の場合、都は校舎・施設の改善費を出すことはなかったが、名古屋市の場合、例えば1959年12月から着工される牧野小学校分教場校舎改築の費用750万円の内、名古屋市は100万円を支払い、加えて多くの資材を援助したと記録されている<sup>29)</sup>。民族教育の実施が財政的に保障される名古屋市立

朝鮮学校を、あえて無認可学校や私立各種学校とする積極的理由は見当たらなかった。

資料上の限界から、名古屋市が公立朝鮮学校を廃止しなかった直接的な根拠を明示することは難しいが、その背景には愛知県および名古屋市とのある程度良好な関係が築かれていったことが影響していたと考えられる。

例えば1955年3月8日の名古屋市会では、朝鮮学校に関する以下のようなやりとりがあった。梅村忠雄市議より、「二月の中ごろ」「朝鮮人の方がおいでになって」、「朝鮮人学校をこんど建てる」のだが、これについて市長および教育長にも「応援していただいております」ため、「寄附をしてくださいというようなことを言われた」のであるが、このことについて「朝鮮人学校と市長さんと何らか黙契があるかどうか」が質疑された。これに対し小林橋川市長は、寄附金募集の件に関わっていないとしつつも、「一昨年来朝鮮人の学校教育の問題を親しくいろいろ見て廻ったのですが、非常に気の毒な状態でありまして、何とかしてやりたいと思いますが、なかなかうまくいきません」と答弁している<sup>30)</sup>。ここで取り上げられている朝鮮学校の建設とは、学校閉鎖後にも授業を継続していた中部朝鮮中等高等学校の移転および校舎建設のことを指している。同校は、1953年12月に県知事より各種学校認可（個人立）を取得しており、生徒増に伴う移転および校舎建設を推進するための委員会を1954年12月2日に結成している。この建設委員会結成会議に桑原幹根愛知県知事ならびに小林橋川名古屋市長が出席している<sup>31)</sup>。そして建設過程には名古屋市がブルドーザーを貸し出し、これに対し同校生徒自治会が名古屋市長宛に感謝状を送っている<sup>32)</sup>。

また、1955年7月に愛知県スポーツ会館で開かれた在日本朝鮮人教職員同盟および朝鮮人教育会結成大会にも、県知事、名古屋市長、同教育委員長が参加しており、他にも、市から100万円の補助が下りた牧野小学校分教場新校舎落成式（1960年4月11日）には、名古屋市議会文教委員長加藤達三郎、市教育長のほか日本人の教育関係者20余名が参加している<sup>33)</sup>。

全国で4番目となる県知事による各種学校認可や、名古屋市長による複数の朝鮮学校の視察、ま

た各種行事への行政関係者の参加や支持表明、財政支援といったことは、在日朝鮮人と行政との間にある程度の関係性が築かれていたことを窺わせるものである。上記市会でのやりとりからも示唆されるように、民族団体や教育会を中心とした在日朝鮮人は、友好的な関係構築のために市議や地域の有力者等に度々働きかけていたと推察される。

名古屋市立朝鮮学校を含む愛知県内の朝鮮学校もまた、近隣公立学校との交流や理解促進に取り組んでいた。1952年10月22日、名古屋市瑞穂公園陸上競技場に愛知県朝鮮人学校連合大運動会が開催された。アジア民族親善および日朝親善をスローガンに開かれたこの催しには、名古屋市立白水小学校の児童350名をはじめ、日本の小学校児童代表および教員が計600名参加しており、学校間の交流が深められた<sup>34)</sup>。1954年2月26日には、牧野小学校講堂にて「朝鮮民族教育研究発表協議会」が開かれている。名古屋市教育課長、市内各小学校長、日本学校の教員ら250余名が参加したこの集まりでは、牧野小学校分教場の教員たちによって、在日朝鮮人の生活状況や『私たちの歩み』に取められた日朝教員の取り組みが報告された。『解放新聞』は、教員たちの報告は日本人参加者に大きな感銘を与え、「〔民族教育の〕理解を得る上で大きな収穫であった」と報じている。報告を聞いた中村区の教育視学官は「私は「アカ」の教育であるとばかり思っていたが、研究会で初めて健全な平和教育だということを知った」と感想を述べた。牧野小学校分教場のこうした取り組みは、朝鮮学校教員の全国組織である在日本朝鮮人教職員同盟においても「多くの日本人たちからの支持を得」るものとして評価されている<sup>35)</sup>。

このような様々な取り組みの中で築かれていった行政および近隣公立学校ないし地域住民との関係性が、名古屋市立朝鮮学校の存続を支えていたと考えられる。その関係性は、少なくとも同校の存在を否定したり、廃止を強要するようなものではなかった。そしてそうだとすれば、一般の公立学校よりも広範な校区設定や、朝鮮人教員の独自採用、朝鮮人教員による正課の担当をはじめ、在日朝鮮人の教育ニーズを大いに汲んだ極めて特殊な公立学校としての名古屋市立朝鮮学校は、政府の方針とは相対的に独自の、ローカルな関係性に

よって支えられていたと言えるのではないだろうか。

#### 4. 名古屋市立朝鮮学校の廃止——民族教育の徹底と公立学校の正常化

民族教育を実施する上である程度の制限はありながらも公的な財政保障がなされる公立朝鮮学校にとって、本国からの教育援助費の送付による財政状況の改善は大きな転機となった。さらに1959年12月からは本国への帰国が可能となり、全国の朝鮮学校就学者数は倍増する。名古屋市立朝鮮学校3校の就学児童数も、1953年には合計で506名であったが、1959年には674名、1960年には835名と急増した<sup>36)</sup>。相対的な学校運営の安定性が確保される中、1961年頃から総連中央や朝鮮人教育会中央は、公立朝鮮学校に対し、公立学校の枠組みから脱し徹底した民族教育を実施しようという、いわゆる「自主化」を求めるようになる<sup>37)</sup>。公立学校という形態では十分な民族教育が実施できないという声は、1950年代後半以降の公立朝鮮学校教員の実践報告においても散見されるものである<sup>38)</sup>。こうして、1950年代の岡山や東京の場合のように外部からの圧力によって廃止されるのではなく、1960年代には、在日朝鮮人団体内部の要求として公立朝鮮学校の廃止ならびに私立各種学校認可取得が推進されたのであった。実際、大阪市立西今里中学校は1961年8月に廃止され、同時に大阪府より各種学校の認可を得ている。

全国的に無認可朝鮮学校の各種学校認可取得および公立朝鮮学校の自主化が推進される中、愛知県朝鮮人教育会は1964年から法人設立および県内朝鮮学校の各種学校認可取得に向けた動きを本格化する<sup>39)</sup>。ただし金宗鎮氏によれば、名古屋市立朝鮮学校内部には、引き続き市立小学校の分校という形で運営していても良いのではないかという意見もあったという。教材、設備、備品等が公費によって賄われていた名古屋市立朝鮮学校の教育環境が、自主学校のそれよりも相対的に整っていたこともその理由の一つであった。しかし教育援助費の送付と帰国事業の開始に伴い、本国との心性的紐帯が一層強まる中、「徹底した民族教育を実施するための自主化」という全国的な方針

に反対するのは困難であったことだろう。名古屋市立朝鮮学校に関しても、遅くとも1965年12月初旬には自主化に向けて、名古屋市ならびに愛知県との交渉や各種学校認可取得の手続きを始めていたことが確認できる<sup>40)</sup>。

一方、同時期に日本政府も公立朝鮮学校廃止の方針を示した。1965年12月28日、日韓会談での合意に基づき、文部省は通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」を都道府県に対し発した<sup>41)</sup>。ここで公立朝鮮学校に関して、「教職員の任命・構成・教育課程の編成・実施・学校管理等において法令の規定に違反し、きわめて不正常的な状態にあると認められる」ため、「学校教育の正常化について必要な措置を講じ」、「正常化されると認められない場合には、これらの分校の存続について検討すること」、また公立朝鮮学校を「今後設置すべきではないこと」が示された。学校閉鎖後の暫定的措置としてその設置が容認されていた公立朝鮮学校の廃止が宣告されたのである。また同通達では朝鮮学校の法的地位に関し、「学校教育法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと」、そして「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではないこと」が求められた。公立学校としては勿論、私立学校および私立各種学校としての保障も与えるべきでないとするこの通達は、朝鮮学校に対しては一切の公的保障を与えないとする日韓両政府の明確な政治的意図に基づくものであった。

総連中央はこうした政府の姿勢を、民族教育権を侵害する行為として即座に批判しているが<sup>42)</sup>、こと公立朝鮮学校の廃止に限っては、政府との意見が表見的に一致していたと評価せねばなるまい。すなわち総連中央および教育会中央は徹底した民族教育の実施のために、また日本政府は公立学校の正常化、あるいは朝鮮学校に公的保障を与えないために、いずれもが公立朝鮮学校の廃止を求めた。第二節で見たように、名古屋市立朝鮮学校の教育は、一般的な公立学校とは明らかに異なり、また日本人教員が日本語によって行う授業があっ

たことをはじめ、他の朝鮮学校における教育とも異なっていた。それは学校当事者たちの様々な工夫によってつくりあげられた、「〇〇教育」というカテゴリーにはすぐさま収めきれない、独特な様相を呈していた。そしてだからこそ——民族教育と公立学校の教育、それぞれの「あるべき姿」から逸脱していたが故に、同校はその幕を閉じることを余儀なくされたのであった。こうして名古屋市立朝鮮学校は、在日朝鮮人および政府ないし名古屋市、双方の「合意」により、1966年3月31日をもって廃止されることとなった<sup>43)</sup>。

無認可校となった旧名古屋市立朝鮮学校が各種学校認可を取得するのは、1967年2月のことである。同時期に公立朝鮮学校が廃止された兵庫や神奈川県と異なり、廃止と同時に各種学校認可が与えられなかった経緯は不詳だが、金宗鎮氏によれば、認可のための手続きや準備が十分になされていなかったという。愛知県知事は認可に際し、「日本の法令・秩序に背反し公共の利害を害する教育を行わないこと」、「県費助成その他一切の援助を要求しないこと」といった条件を設置者である愛知県朝鮮学園に課している<sup>44)</sup>。当時文部省と自民党は学校教育法を一部改正し、外国人学校を文部大臣の管轄下に置き、国益や政府方針に沿わない外国人学校を閉鎖できるとするいわゆる「外国人学校法案」の成立に向けて動いていた。そのため、連日認可申請に押し寄せる在日朝鮮人の対応に困窮する地方自治体に対し、文部省は「外国人学校制度の法制化に努力中であるから、それまで各府県とも頑張ってほしい」——つまり各種学校認可を与えないように努力してほしいという立場を示していた<sup>45)</sup>。愛知県が課した条件の中にも外国人学校法案を彷彿させる内容が含まれていることから、文部省通達に反し各種学校認可を与えることにはなったが、同時に制定が見込まれる外国人学校法案による統制の回路も確保しておこうという県側の意図が看取される。手続き上は不備のない朝鮮学園側の要請に応えつつ、文部省の方針にも配慮した県の対応だと捉えられよう<sup>46)</sup>。

こうして旧名古屋市立朝鮮学校は、廃止から約1年後に、各種学校認可を取得したのであった。

## 5. ローカルな公共性と公教育

教育基本法第1条に示されているように、日本の公教育制度は「(日本)国民の育成」を目的としている。それは、とりたてて「日本民族」という民族集団を措定せずとも良い、日本社会の単一民族国民像とも連動している。それ故に、公教育を担う公立学校における教育が、創造された日本国民としての共通の文化と記憶を習得させ、日本国民としてのナショナル・アイデンティティを付与する国民教育であるという前提は、言わば暗黙の了解事項となる。こうした日本の公教育制度の前提が抱える問題性は、外国人の育成を目的とする外国人学校の法的地位問題に端的に見て取れる。すなわち外国人学校は、「1条校vs非1条校」という図式の下、前者になれば外国人学校固有の教育活動が制限され、後者を取れば公的な学校と認められにくく公的支援も受けにくいというジレンマに立たされてきた。その意味で外国人学校は、日本の公教育制度から本質的に排除されていると言える。

本稿で検討した公立朝鮮学校は、このような今日まで続く公教育をめぐる構図を転覆させ、日本の公教育が国民教育に限定されない射程を持つものとして存立可能であったことを示すものである。全朝鮮学校の強制閉鎖という圧倒的暴力・排除の中で産み落とされ、皮肉にも日本の公教育の可能性を拓く嚆矢となった公立朝鮮学校の成立と存続において注目すべきは、以下の二点である。

第一に、学校内部に、教育活動や学校のあり様について、朝鮮人の教育要求が提起される回路と、朝鮮人と日本人が討議し合意形成する場が存在したことである。それらは、時に子どもたちを含む朝鮮人の激しい抗議によってこじ開けられた回路でもあり、学校に関わる日本人と朝鮮人の関係性に基づき創出され維持された場でもあった。冒頭に示した太田主任の言葉からも見て取れるように、この過程は決して平坦な道のりではなく、時に朝鮮人と日本人との対立や緊張関係を生じさせるものでもあった。それでも当事者たちが公立朝鮮学校の教育をどのようなものにしていくのかについての要求を提起できる回路と、合意形成する場が存在し、機能し続けたからこそ、閉鎖措置の

残滓として暫定的に設置された公立の朝鮮学校は、朝鮮人育成のための教育内容を取り入れた「不正常な」公立学校へと、内側から変容することができたのである。

第二に、このような学校を存続せしめていた地域社会の関係性である。地方自治体と近隣学校、地域住民との間で築かれた関係性が、公立朝鮮学校の経済的・社会的基盤となり、その存続を支えた。図式的に見れば、公立朝鮮学校を廃止・否認する日本政府や総連のベクトル(文部省による「正常化」、総連による「自主化」と、存続を是とするローカルなベクトルとの際どいバランスの上に、公立朝鮮学校は成立していたと言える。公立学校としての不正常さが問題視され廃止された地域や(岡山、東京)、民族教育の徹底を強調し自主化した地域もあったが(大阪)、名古屋の場合は、両者のバランスが維持された結果、全国で最も長い期間、公立朝鮮学校が存続した。その際にローカルな関係性が担った役割は小さくない。このバランスが、前者のベクトルの肥大化によって崩れることにより、外国人のための公立学校は戦後日本教育史からその姿を消すことになった。

このように公立朝鮮学校という公立学校のあり方は、公教育が国家の論理(国民教育や国益)のみで成り立っているわけではないことを示してくれる。公益とはすなわち国益ではないし、外国人も日本社会の「公」とともに構成しているはずである。公教育が当該社会に生きるすべての人々に資するという意味での公益性を有する営為だとするならば、その教育は日本国民の育成に限られないし、外国人のための公立学校という発想も、牽強付会なこととして棄却すべきものではないだろう。期間・地域ともに限定的ではあったが、公立朝鮮学校とは正に、外国人を含むローカルな公共性に支えられ、またそれが絶えず立ち上がる場であったと捉えられるだろう。

公立朝鮮学校の終焉は、日本の公立学校の「純化」を意味する<sup>47)</sup>。時を同じくして、国益を試金石とする「外国人学校」という新たな法的地位が作られようとしたことは象徴的さえある。その後、外国人学校が得られる最高の法的地位は、各種学校へと一元化・固定化していく。その際、日本の国民教育を担わない外国人学校の位置価値が、

日本の公教育制度でどのように評価されたのかについては、別稿にて論じることとしたい。

#### 【附記】

本稿は、日本科学協会笹川科学研究助成、およびトヨタ財団研究助成を受けて行った研究成果の一部である。

#### 註

- 1) 名古屋市立牧野小学校分教場編『私たちの歩み』(1954年2月26日発行)、47-48頁。以下、資料内および資料名の〔 〕は、引用者による補足を指す。
- 2) 例えば、加印地方事務所長出井繁作発、兵庫県総務部長宛「高砂分校(朝鮮人学校)」について(1951年5月31日)。
- 3) 小沢有作(1973)『在日朝鮮人教育論—歴史篇』亜紀書房、坂本清泉(1972)『生活教育運動論』明治図書出版、マキー智子(2012)「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の様態」『日本の教育史学』第55号。
- 4) 学校閉鎖措置に関しては、松下佳弘(2013)「占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討——法的枠組みに着目して」『世界人権問題研究センター研究紀要』第18号に詳しい。
- 5) 愛知県知事青柳秀夫発、財団法人愛知県朝連学校管理組合連合会設立代表者李致五宛「〔学校閉鎖命令〕」(達第475号、1949年11月6日)。
- 6) \*「受入れは不可能 日校当局政府を非難」『解放新聞』1949年11月11日付(以下、朝鮮語の資料に関しては冒頭に「\*」を附す)、\*「関係者たちと懇談会 名古屋中村小学校」『解放新聞』1949年11月23日付。11月9日には小坂井町役場でも「朝鮮人学校閉鎖に伴う懇談会」が開かれている(「朝鮮人学校閉鎖に伴う懇談会記録」(1949年11月9日)愛知県教育委員会事務局宝飯事務所『朝鮮人学校関係係(昭和24年~27年)教育課』)。
- 7) 文部省事務次官発、各都道府県知事・各都道府県教育委員会宛「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(文初庶第166号、1949年11月1日)。
- 8) 愛知県教育委員会教育長発、各学務局学務所長・各市教育委員会教育長・各市長宛「朝鮮人生徒、児童の転入学について」(愛第575号、1949年11月11日)。
- 9) \*「千余警官児童多数を傷害 英勇な闘争の末に勝利 教委ついに要求条件を是認」『解放新聞』1949年12月3日付。
- 10) 開校日に関しては、名古屋市教育委員会編(1955)『名古屋市内学校便覧』を参照した。行政の呼称では

「〇〇小学校分教場」であるが、在日朝鮮人らは「中村朝鮮小学校」や「千種小学校」、1955年の在日朝鮮人総連合会(総連)結成以降は「愛知朝鮮第一初級学校」といった校名を用いた。本稿では便宜上行政側の呼称を用いる。

- 11) 名古屋市議会議務局長発、東京都議会議会局長宛「公立朝鮮人学校について」(収市会第三三一号の一、1954年4月30日)。
- 12) 文部省初等中等教育局長・文部省管理局長発、和歌山県教育委員会教育長宛「朝鮮人児童、生徒の公立学校受入れについて」(文庶第153号、1949年11月24日)。
- 13) 例えば、開校30年記念誌『まきの』(1957年12月。非売品)、愛知県科学教育センター編(1965)『愛知県戦後教育史年表』、愛知県小中学校長会(1978)『六三制教育三十周年記念 愛知県小中学校誌』、愛知県教育委員会編(2006)『愛知県教育史第五巻』、名古屋教育史編集委員会(2015)『名古屋教育史Ⅲ 名古屋の発展と新しい教育』名古屋市教育委員会、愛知県警察史編纂委員会編(1975)『愛知県警察史第3巻』愛知県警察本部、名古屋市役所編(1970)『名古屋市警察史』名古屋市総務局調査課(非売品)等を参照された。
- 14) 前掲、『私たちの歩み』、22-30頁。
- 15) \*「中村小学校で日人教員を拒否」『解放新聞』1950年3月11日付、\*「日本人分校主任を追放 名古屋で」『解放新聞』1953年7月9日付。
- 16) 前掲、『私たちの歩み』、147-148頁。
- 17) 前掲、『私たちの歩み』、27-48頁。
- 18) \*「創立十年迎え盛大な祝賀式 愛知第二初級学校」『解放新聞』1957年10月10日。
- 19) 金宗鎮(2009)『故郷はどこ 幸せはどこ——ある在日朝鮮人二世の半生』これから出版、90頁。
- 20) \*「民族科目週62時間闘取 愛知」『解放新聞』1950年3月23日付。
- 21) 前掲、文部省事務次官発「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(1949年11月1日)。
- 22) 1956年度の牧野小学校分教場の収入は、教育会費が17%(58万円)、県および市費が83%(278万円)となっている(\*「発展する私たちの民族教育(8)愛知第一初級学校」『解放新聞』1956年11月17日付)。牧野小学校分教場のみのデータは見当たらないが、1957年度における全国の公立朝鮮学校の収入は、教育会費が19.6%、教育援助費が24.1%、補助金等が40.2%(\*在日本朝鮮人教育会中央委員会「在日本朝鮮人教育会 第4回定期大会一般方針(草案)」(1958年4月30日)、また1958年度のそれは、教育会費21.8%、祖国教育費27.6%、その他補助金等が46.6%となっている(\*在日本朝鮮人教育会「在日本朝鮮人教育会第5回定期大会 決定書」(1959年6月14日))。各学校に配当された教育援助費は各学校の教育会が管理・使

- 用していた。
- 23) 1954年以降、朝鮮学校では本国の教科書を翻刻して使用していたが、1963年以降は総連教科書編纂委員会が作成した教科書が用いられている。\*在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会教育部「1963～64学年度新版教科書の取り扱いに関する要綱」(1963年4月)。
  - 24) 金徳龍(2004)『朝鮮学校の戦後史〔増補改訂版〕1945-1972』社会評論社、125～126頁。
  - 25) 前掲、マキヤ(2012)、52頁。
  - 26) 前掲、小沢(1973)、389～397頁。
  - 27) \*愛知朝鮮人教育会・教同愛知県本部「第2回拡大中央委員会に提出する報告書」(1955年11月26日)。
  - 28) 前掲、名古屋市議会議事局長発「公立朝鮮人学校について」(1954年4月30日)。
  - 29) \*「実を結んだ同胞たちの愛国熱誠 愛知第1初校校舎落成」『朝鮮民報』1960年4月20日付。なお、1959年12月23日の名古屋市会会議録において、請願「牧野小学校分教場校舎改築補助金に関する件」が異議なしで所管の常任委員会に付託されたことが確認できる。
  - 30) 『名古屋市会会議録第五号』(1955年3月8日)、55～62頁。
  - 31) \*「学生たちに新しい校舎を——中部朝中高校建設実行委発足」『解放新聞』1954年12月23日付。
  - 32) \*「荒蕪地を運動場に 中部朝中高校」『解放新聞』1955年10月29日付。
  - 33) \*「共和国の教育政策を掲げ PTA・教同全体大会」『解放新聞』1955年7月12日付、および前掲、『朝鮮民報』1960年4月20日付。
  - 34) \*「美しい朝日親善 六百日本児童が参加「名古屋」」『解放新聞』1952年11月5日付。
  - 35) \*「朝鮮民族教育の実態 第一中村小学校で研究発表会」『解放新聞』1954年3月13日付、\*「民族教育防衛のための地方の特徴的な闘争」『解放新聞』1954年6月26日付。
  - 36) 名古屋市教育委員会編『名古屋市内学校便覧』、各年度を参照。
  - 37) \*在日本朝鮮人教育会中央常任理事会「第6回定期大会決定書」(1961年6月)。
  - 38) 例えば、\*『民族教育——在日本朝鮮人学校第1回教研報告集』(1958年5月15日発行)、92頁所収の尼崎市立大庄小学校分校リ・ヘンイルの実践報告。
  - 39) \*「愛知朝鮮初級学校ら5校と愛知朝鮮人教育会が設置認可、法人認可を得た」『朝鮮新報』1967年2月16日付。
  - 40) 愛知県に提出された「学校法人愛知朝鮮学園寄附行為認可申請書」(1967年2月)には1965年12月10日付の大和小学校分教場校舎寄附申込書が収められている。
  - 41) 文部事務次官福田繁発、各都道府県教育委員会・各都道府県知事宛「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(1965年12月28日)。
  - 42) \*「在日朝鮮公民の民族教育を弾圧しようとする日本政府の通達と関連して」『朝鮮新報』1965年12月29日付。
  - 43) 「名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例案」(1966年3月23日可決)『名古屋市会決議録』(1966年)、227～230頁。
  - 44) 愛知県知事桑原幹根発、学校法人愛知朝鮮学園設立代表者張一宙宛「〔愛知朝鮮学園寄付行為認可通知〕」(42指令学第8-19号、1967年2月14日)。認可の際に一定の条件を課したり誓約を求めることは、文部省によって朝鮮学校の認可時のみに求められた措置であり(文部事務次官発、都道府県知事・都道府県教育委員会宛「朝鮮人私立各種学校の設置認可について」(文管庶第69号、1949年11月5日))、多くの都道府県において実践されていた。
  - 45) 「四日市朝鮮初中級学校の認可申請について」の「最近の文部省の方針」を参照。同資料は開示請求により入手した三重県所蔵資料である。作成日は不明だが文書の内容から1966年5～6月頃のものと同判断できる。
  - 46) 類似した対応は、1965年12月28日文部事務次官通達以降で且つ外国人学校法案公表以降に認可を与えた都道府県においても観察される。詳しくは、呉永鎬(2017)「四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程——三重県の対応に着目して」『世界人権問題研究センター研究紀要』第22号を参照されたい。
  - 47) 1965年12月28日文部事務次官通達では、公立学校内に設置された特別の学級も廃止する旨が示されている。この通達を受け、京都市立養正小学校に設置された特別学級——特定の授業時間のみ抽出して編成される朝鮮人の学級である抽出学級や放課後に行われる放課後学級ではなく、終日朝鮮人だけで編成された学級——も、1967年3月末に廃止された。松下佳弘(2016)「京都市立養正小学校「朝鮮学級」の成立過程——1950年代前半における公教育改編の試みとして」『世界人権問題研究センター研究紀要』第21号を参照されたい。